

キャッシュレス決済の取扱いについて

- ・お取り扱い対象は、教室受講料及びイベント参加費で、
一括払いのみとなります。
- ・1,000円以上の受講料等のお支払いに、ご利用いただけます。
- ・現金とキャッシュレス決済の併用はできません。
- ・払い戻しの場合は、現金のみ（20,000円未満まで）の
対応といたします。

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

教室等受講料の払戻しに関する取扱いについて(取扱要綱抜粋)

(受講料の払戻し)

第2条 受講料の払戻しは、受講者が次の各号に掲げる事由に該当する場合に認めるものとする。

- (1) 病気・怪我
- (2) 転出（転居）
- (3) 妊娠
- (4) 看病・看護
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が相当の理由があると認めた場合。

(払戻しの請求申請)

第3条 受講料の払戻しを受けようとする者は、払戻し申請書（別記様式第1号）により、理事長に対し申請するものとする。

(払戻し申請場所)

第4条 払戻しの申請を行う場所は、受講料を納入した施設とする。

(受講料の払戻額)

第5条 受講料の払戻額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教室開始前は、受講料全額。
- (2) 教室期間中にあっては、納入した受講料から、申請日において終了した回数に1回あたりの受講料金額を乗じた額を差し引いた額を払戻額とする。

令和6年8月4日
健康スポーツ公社